

契 約 書

介護老人保健施設あいぜん苑

訪問リハビリテーション・

介護予防訪問リハビリテーション事業所

様（以下、「利用者」といいます。）と社会福祉法人愛染会（以下、「事業者」といいます。）は、介護老人保健施設あいぜん苑訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所（以下、事業所）が利用者に対して提供する指定訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション（以下、「サービス」といいます。）について、以下のとおり契約を結びます。

第1条 （契約の目的）

事業所は、利用者に対し、介護保険法令およびこの契約書にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力を発揮した自立した日常生活を営むことができるように、また生活機能の維持・向上を図ることができるようにサービスを提供します。利用者は、事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 （契約期間）

1) この契約の契約期間は、____年 ____月 ____日から第7条～第9条に基づく契約の終了までとします。

第3条 （訪問リハビリテーション計画・介護予防訪問リハビリテーション計画の作成・変更）

- 1) 事業所は、医師の診察に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望を踏まえ、訪問リハビリテーション計画書及び介護予防訪問リハビリテーション計画書（以下、「計画書」といいます。）を作成します。
- 2) 計画書には、サービスの目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。
- 3) 事業所は、計画書を作成、また変更した場合は、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。
- 4) 計画書は、居宅サービス計画が作成されている場合、その居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
- 5) 次のいずれかに該当する場合、事業所は、第1条に規定する目的にしたがって、訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画（以下、「訪問リハ計画」といいます。）を変更します。
 - ① 利用者の心身の状況などの変化により、当該訪問リハ計画の変更を要する場合
 - ② 利用者およびその家族などが訪問リハ計画の変更を希望する場合
- 6) 事業所は、前項の訪問リハ計画の変更を行う場合、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。

第4条 （訪問リハビリテーション計画・介護予防訪問リハビリテーションサービスの内容およびその提供）

- 1) 事業所は、第3条によって作成された訪問リハ計画に基づき、利用者に対してサービスを提供します。サービス内容については、別紙【重要事項説明書】に記載されているとおりです。
- 2) 事業所は、利用者のサービス提供に関する記録を作成し、この契約の終了後も5年間保管します。
- 3) 利用者およびその家族は、第2項のサービス記録の閲覧および複写物の交付を受けることができます。ただし、複写物にかかる費用については【重要事項説明書】に定める料金を、利用者またはその家族が支払います。

第5条 （協議義務）

利用者は、事業所がサービスを提供するにあたり、可能な限り事業所に協力しなければなりません。

第6条 （費用）

- 1) 事業所が提供するサービスの利用料およびその他の費用は、別紙【重要事項説明書】に記載されているとおりです。
- 2) 利用者は、サービス利用の対価として、第1項の費用額をもとに、算定された利用者負担額を月ごとに事業所に支払います。
- 3) 事業所は、提供したサービスのうち、介護保険の適用外のものがある場合、そのサービスの内容および利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。
- 4) 事業所は、サービスにおいて要介護区分毎の利用料金およびその他の費用の額を変更する場合、1ヶ月前までに利用者に対して文書で通知し、変更の申し出を行います。
- 5) 事業所は、第4項に定める料金の変更を行う場合は、新たな料金に基づいた【重要事項説明書】を添付した、利用サービス契約書を事業所・利用者の双方で交わします。

第7条 （利用者の解除権）

利用者は、事業所に対して、3日間以上の予告期間をもって事業所に通知することで、いつでもこの契約を解除することができます。

第8条 （事業所の解除権）

事業所は、利用者が次の各号に該当する場合は、30日間以上の予告期間をもって利用者に通知することで、この契約を解除することができます。

- ① 利用者が、正当な理由なく、サービス利用料、その他支払うべき費用を6ヶ月以上滞納した場合
- ② 利用者が、故意に法令違反、その他重大な秩序破壊行為を行い、改善される見込みがない場合

第9条 （契約の終了）

- 1) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者の要介護認定区分が、非該当となった場合
 - ② 利用者が介護保険施設や医療施設などへ入所または入院などした場合
 - ③ 第7条に基づいて、利用者が契約を解除した場合
 - ④ 第8条に基づいて、事業所が契約を解除した場合
 - ⑤ 利用者が死亡した場合
- 2) 契約の解除又は終了する場合には、事業所はあらかじめ居宅介護支援事業者に対する情報の提供を行うとともに、その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、契約者に対して必要な援助を行います。

第10条 （秘密保持及び個人情報の取り扱い）

- 1) 事業所および事業所に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
- 2) 前項の規定にかかわらず、事業所は別紙「個人情報の使用に係る同意書」に定める事項に基づ

き、契約者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。

- ① 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため。
- ② 利用者に係る訪問リハ計画を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため。
- ③ 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整及び情報共有のため。
- ④ 利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合。
- ⑤ 利用者の利用する介護事業所内の会議のため。
- ⑥ 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議のため。
- ⑦ その他サービス提供で必要な場合。
- ⑧ 上記各号に関わらず、緊急を要するときの連絡等の場合。

第11条（緊急時の対応）

- 1) 事業所は、サービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかにご家族に連絡します。また、主治医及び管理者、居宅支援事業所等に連絡します。
- 2) 報告を受けた管理者は、主治医への連絡が困難な場合、職員と連携し、医療機関への救急搬送等必要な措置を講じます。

第12条（事故発生時の対応）

事業所は、サービスを提供するにあたり事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業所、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を迅速に講じます。事故の状況及び事故に対する処置処置について記録し、その完結の日から5年間保存します。

第13条（賠償責任）

- 1) 事業所は、サービス提供にともない、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業所に故意・過失がない場合はこの限りではありません。利用者の故意又は重過失によって当該事故が発生した場合は、事業所が負う損害賠償額は減額されます。
- 2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- 3) 事業者は、事故の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各項目に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - ② 契約者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
 - ④ 契約者が、事業者及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第14条（連携）

- 1) 事業所は、サービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2) 当事業所が提供するサービスを通所系サービスや訪問系サービスへ移行する場合、担当責任者は他サービス事業所との円滑な連携を行うために、利用者の心身状況などを記載した情報提供書を提出します。

第15条（相談・苦情対応）

- 1) 事業所は、利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業所が提供したサービスに関する要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。
- 2) 事業所は、契約者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- 3) 契約者は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

第16条（本契約に定めない事項）

- 1) 利用者および事業所は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2) この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第17条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業所は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

第18条（身元引受人）

- 1) 身元引受人は、本契約に基づく契約者の事業所に対する利用料などの経済的な債務、その他の義務につき、契約者と連帯してその履行の責任を負います。
- 2) 契約者は社会通念上、身元引受人を立てることができないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。
- 3) 契約者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合には、新たに身元引受人を立てるように努めます。
- 4) 事業所は、利用料金の変更や計画書に変更等があった場合は、必ずその都度、身元引受人に通知することとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者および事業所が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【事業者】

住 所：秋田市上新城道川字愛染 58 番地

法 人 名： 社会福祉法人 愛 染 会

代 表 者： 理事長 白 岩 和 弘

【事業所】

住 所：秋田市上新城道川字愛染 58 番地

事業所名：介護老人保健施設あいぜん苑

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所
(指定番号 0550180087)

【利用者】 住 所 _____

氏 名 _____

【代理人】 住 所 _____

氏 名 _____ (続柄 _____)

署名代行理由：